

1 2月定例連絡委員幹事会

と き 令和4年12月6日(火)午後3時～

ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 令和5年度健康推進員の推薦について(依頼)(健康課)・・・・・・・・P1～8(資料1)
- (2) 令和4年度民生委員児童委員一斉改選について(報告)(福祉課) P9～18(資料2)
- (3) 令和4年度区民館等運営事業補助金実績に関する中間報告書の提出について(依頼)(地域協働課)・・・・・・・・P19～24(資料3)

4 報告事項

- (1) 町内会費調査について(旭地区)

5 その他

- (1) 碧南市消防団年末夜警について (防災課)
- (2) 令和5年碧南市交通安全市民大会の開催について (地域協働課)
- (3) 令和5年度連絡委員幹事会の開催日の予定について (地域協働課)

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土をつくります。

1. 清新な文化の町に

若い力を育て、文化と教養のまちをつくります。

連絡先 健康課成人保健係
担 当 石川 麻子
電 話 0566-48-3751(直通)

令和4年12月6日

碧南市連絡委員各位

碧南市健康を守る会
会 長 山 中 寛 紀

令和5年度健康推進員の推薦について（依頼）

師走の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から保健衛生事業の推進について格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記のとおり健康推進員として活動していただける方の推薦を賜りますようお願い申し上げます。

地域保健を推進する上で欠かすことのできない健康推進員制度の主旨をご理解いただき、ご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 碧南市健康推進員制度の概要

- (1) 別紙1 碧南市健康推進員制度の概要（要綱より抜粋）
- (2) 別紙2 令和4年度健康推進員の主な活動内容

2 報告用紙

令和5年度健康推進員推薦報告書

- (1) 別紙3「令和4年度地区別の選出状況及び活動補助金一覧表」を参考にしてください。
- (2) 地区別の封筒に、推薦報告書・記入例・返送用封筒と依頼文書・別紙1～3を入れておきます。
- (3) 報告書様式を電子データでご希望の場合は、kenkouka@city.hekinan.lg.jp へメールいただきましたら、返信にて送付します。

3 報告期日

令和5年2月17日(金)

※期日までのご報告が難しい場合は、ご連絡をお願いします。

4 報告先

健康推進部健康課(保健センター) 天王町1丁目70番地

※返信用封筒をご利用ください。

5 その他

生活習慣病予防健診の無料体験受診 令和5年3月16日(木)まで

碧南市健康推進員制度の概要（要綱より抜粋）

1 主旨

保健衛生事業を推進するため、行政側が実施する事業ではなく、市民の側からも事業の企画提案・実施・参加者として位置づけ、市全体の保健衛生事業の理解者として性別、年齢を問わず活動していただく。

2 資格要件

- (1) 碧南市の保健衛生事業の推進に理解と熱意のある者
- (2) 碧南市及び碧南市健康を守る会が実施する保健衛生事業に積極的に協力・参加できる者
- (3) 保健衛生事業に知識を有し、またはこれから修得しようとする者
- (4) 秘密を守り、責任感のある者
- (5) 他人と協調でき、信頼感のもてる者

3 推進員数

概ね100世帯に1人を目安とするが、選出数は地区の事情に合わせ、より多くの市民が経験できるよう配慮するものとする。

4 選出方法

各地区の連絡委員から提出される推薦報告書により選出される。

5 任期

原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。半数交代制が事業推進に支障をきたさないのを望ましい。

6 身分

碧南市健康を守る会の委員

7 職務

- (1) 保健衛生思想の普及宣伝
- (2) 担当地域における保健衛生事業の企画、立案、実施
- (3) 市民の行政に対する保健衛生事業の要求、要望の把握
- (4) 保健衛生事業実施に伴う市民へのPRおよび参加
- (5) 碧南市健康を守る会事業の普及宣伝

8 無料体験受診

生活習慣病予防健診（BまたはCコース）及び乳がん検診等の無料体験受診と年間を通じての活動の対する記念品の贈呈。

9 地域との連携

地域活動との連携を図るため連絡委員を健康推進員（西端地区は町内会長含む）の顧問とする。

（参考：健康推進員のあゆみ）

昭和42年11月に「碧南市健康を守る会」の発足後、“より地域に根ざした”健康づくり事業を推進・実施する目的で昭和57年から市内全域に健康推進員（発足当時は保健衛生推進員の名称）を組織化した。

令和4年度健康推進員活動内容について

1 事業の企画・実施

各地区別に、健康に関する教室等の保健事業を企画・実施します。企画・実施の際には、地区担当保健師が随時支援します。

【健康に関する教室等の例】

- ・ストレッチ体操、ヨガ等の運動教室
- ・ウォーキングの実施
- ・出前講座「野菜を1日350g摂ろう」 等

2 健康推進員だよりの発行

各地区別に年3回発行（令和4年8・11月、令和5年3月）

3 家族検尿の実施

(1) 希望地区のみ、年1回実施

※令和4年度は、3地区が実施

(2) 検尿検査器具の配布、検査物の回収

（検尿検査項目は、蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血）

4 すこやか健康教室へのご協力

地区の老人クラブ会員を対象とした介護予防事業へのご協力（各地区年1回、大浜下は3クラブ、西端は4クラブ）

※令和5年度からは、ありません。

5 研修会等

(1) 健康推進員研修会

回数：年4回（令和4年4月～令和5年3月）

内容：第1回～第3回 健康推進員活動、生活習慣病・介護予防について 等

第4回 活動報告会

(2) 市民健康教育講座

回数：年7回（令和4年7月～令和5年1月）

(3) 代表者会議

回数：年2回（令和4年4月、令和5年2月 午後7時～8時）

※(1)健康推進員研修会、(2)市民健康教育講座は希望制です。

地区健康推進員活動補助金交付要綱に基づき、1世帯あたり100円、ただし500世帯未満の地区は1地区50,000円を補助

設置地区名	世帯数	基準人数	活動補助金	選出人数
久 沓	758	7	75,800	3
田 尻	236	2	50,000	4
西松江	309	3	50,000	4
東松江	612	6	61,200	10
鶴ヶ崎	945	9	94,500	8
千 福	1,010	10	101,000	10
浜 尾	892	8	89,200	8
東 山	850	8	85,000	7
西 山	700	7	70,000	6
道場山	1,109	11	110,900	12
天 王	961	9	96,100	10
中 山	2,176	21	217,600	9
大浜上	1,789	17	178,900	10
大浜中	645	6	64,500	5
大浜下	4,204	42	420,400	15
棚 尾	2,517	25	251,700	11
東町内会	973	9	97,300	8
西部連合町内会	1,787	17	178,700	8
神 有	1,484	14	148,400	8
鷺塚住宅	191	1	50,000	4
伏見屋 *1	1,279	12	127,900	9
平 七 *2	973	9	97,300	7
西 端	3,369	33	336,900	21
計	29,769	—	3,053,300	197

*1 伏見屋には砂子・流作町を含みます。 *2 平七には家下を含みます。

令和4年4月末現在

○代表者 ▲経験者	氏名（フリガナ）	郵便番号	住 所	電話番号
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		
		〒447-		

上記の者を碧南市健康推進員要綱に基づき、_____地区健康推進員に推薦します。

令和 年 月 日

設置地区名 _____

地区の長 _____

* 収集した情報は、碧南市個人情報保護条例に則り、適正に管理します。

健康推進員推薦報告書の記入について（お願い）

- 1 健康推進員の選出にあたり、より多くの方に経験いただけるよう、ご配慮をお願いしたいこと
 - (1) 保健衛生事業に理解があり、協力・参加できる方
 - (2) 性別、年齢の制限はありません。
 - (3) 原則2年の任期ですが、再任は妨げません。

- 2 諸事情により報告期日（令和5年2月17日（金））に間に合わない場合は、保健センター（電話48-3751）担当石川までご連絡をお願いします。

- 3 報告書の記入方法
 - ※① 健康推進員の設置地区名をご記入ください。
 - ※② 代表者1名を選び、「代表者・経験者」欄に○印をつけてください。過去に健康推進員経験のある方は、「代表者・経験者」欄に▲印をつけてください。
 - ※③ 氏名のフリガナもご記入ください。
 - ※④ 住所の番地、アパート名等肩書き、部屋番号までご記入ください。（後日、健康推進員会のご案内等を郵送させていただきます。）

令和5年度健康推進員推薦報告書（※① 地区）

○代表者 ▲経験者	氏名（フリガナ）	郵便番号	住 所	電話番号
（例） ○▲	ヘキナン ハナコ	〒447-0855	天王町 1-70	48-3751
	碧 南 花 子			
※②	※③	〒447-	※④	

上記の者を碧南市健康推進員要綱に基づき、※① 地区健康推進員に推薦します。

令和 年 月 日

設置地区名 ※① _____

地区の長 _____

連絡先	福祉課保護係
担当	杉浦、齋藤
電話	95-9883 (直通)

令和4年12月6日

碧南市連絡委員 各位

福祉こども部福祉課
課長 山本 貴史

令和4年度民生委員児童委員一斉改選について（報告）

民生委員児童委員活動の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は民生委員法により3年と定められており、本年11月30日を以って任期満了による一斉改選を行いました。

この一斉改選について、4月の定例連絡委員幹事会にて民生委員・児童委員等の推薦について依頼をさせていただき、その後に各地区よりご推薦をいただきました。

碧南市では、皆様からの推薦を受けまして、8月24日に民生委員推薦会を開催し、候補者全員の推薦を決定いたしました。その後、愛知県に推薦調書を進達した結果、候補者全員に対して厚生労働大臣から委嘱辞令が発令され、12月1日（木）に民生委員・児童委員全員に委嘱辞令を伝達した次第です。なお、改選後の民生委員児童委員の一覧につきましては、別添のとおりです。

皆様のご尽力に対しまして、心から御礼申し上げます。また、今後とも、民生委員児童委員活動について、更なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤、角谷
電話	95-9872 (直通)

令和4年12月6日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 鈴木勝哉

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）

初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和5年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費（令和4年4月～令和5年3月の運営費及び地代、賃金）について、年度末の報告に向けて準備をお願いいたします。

記

1 目的

令和5年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

2 報告書類

(1) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）

(2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等（項目の記載が必要）。

※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。

(3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

3 経過報告

経過報告として、令和4年4月から令和4年12月までの運営費等を令和5年1月27日（金）までに報告してください。

※12月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

4 報告先

市民協働部地域協働課地域協働係

5 その他

集会所（鷺塚住宅、家下住宅、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、定額補助のため報告の必要はありません。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1) 電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は75万円と75万円を超えた額の2分の1の合計が限度額となる
(2) 水道料及び下水道使用料		
(3) ガス代及び灯油代		
(4) 電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5) し尿くみ取料		
(6) 浄化槽清掃料及び点検料		
(7) 借地料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
(8) 事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く）	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は12万円を補助対象額とする
補助金額	(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および用務員賃金が大きく変わった場合は、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和4年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入）

(区名：)

費用	R5年												補助対象額			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計		
電気料																全額
#																全額
上下水道料																全額
ガス																全額
電話																基本料金
し尿																全額
浄化槽																全額
小計																限度額=75万円 +75万円を超え た額の1/2
地代																全額
賃金																総額*1/2
合計																

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った（引き落とし）月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。神社関係のものは除く。

3) 電話……基本料金とする（回線使用料、屋内配線使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの）×消費税 ※小数点以下は切捨て。 ※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください。

4) 事務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金わかるものを提出してください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月ご請求分
----------------------------	------------------------	---------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN
◇NTT西日本ご利用分 2,612	2,350	回線使用料〈基本料〉(事務用)
	50	経貨取納等信号送出機能使用料
	17	ダイヤル通話料
	2	ユニバーサルサービス料
	193	消費税等相当額(合計)
◇合計 2,612	2,612	合計

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
回線使用料等定額のもの×1.1
(消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いかわかるように項目を記載してください。



普通預金

6

日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2	電話料金	2,594		
3		50,000	碧南花子人件費(5月分)	
4	電気料金	15,000		
5	ガス料金	2,100		
6	水道代	4,779		
7		78,000	浄化槽点検料	
8				
9				
10				
11				
12				

摘要欄に記載の無いものは、何の振替かわかるように項目を記載してください。
色ペン等で印をつけてください。